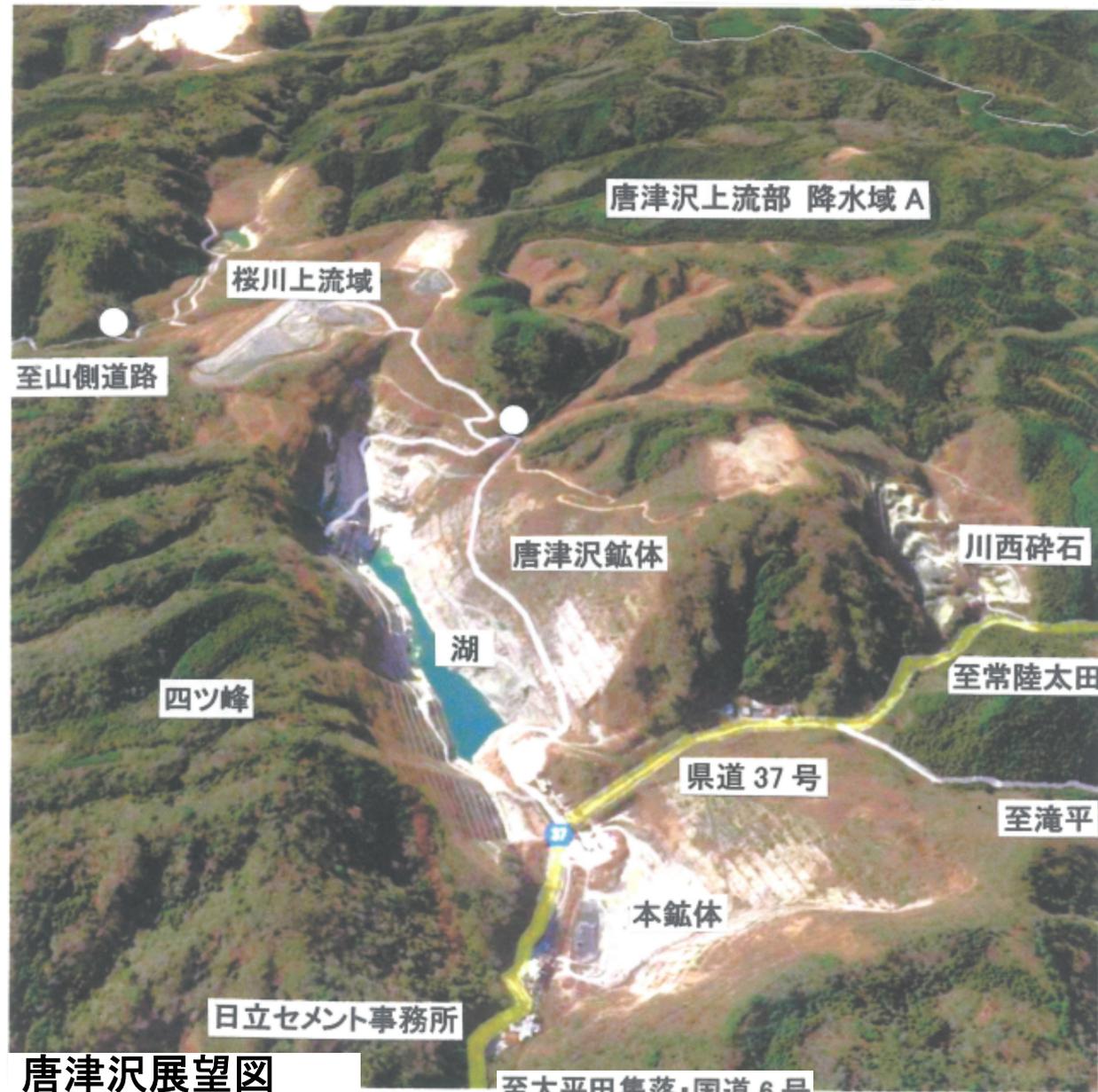


唐津沢湖は産廃処分場でなく 天然の防災ダムに！！ 夢あるグランドキャニオンに

多賀山地稜線沿い通路



唐津沢展望図

(北側から南側に向かう鳥観図)

唐津沢湖を埋立て、産廃を山積にすれば、豪雨洪水が廃棄物を押し流し、鮎川下流域に甚大な水害被害を発生させます。

◎カスリーン台風（1947年）水害で日立セメント（株）太平田鉱山が大被害を受けています。

◎昨年7月15日、国交省「水防法改正」で、全ての大小河川に「洪水浸水想定区域」の指定拡大が通達されており、洪水浸水が発生する唐津沢湖は当然指定区域になり、産廃処分場は造れません。

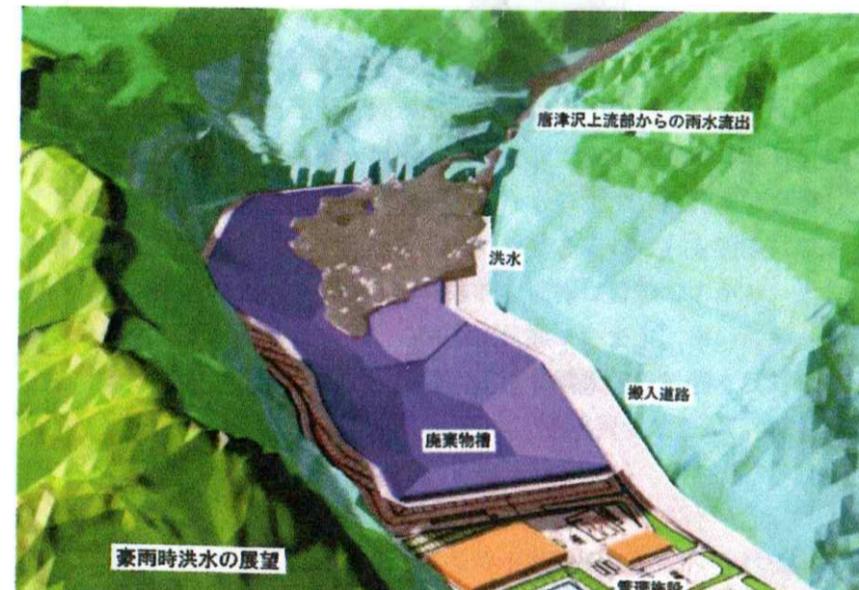


図2 唐津沢を埋め立てしその上に建設される廃棄物層と豪雨時に想定される上流からの洪水状況



図3 廃棄物積上げ完了後の廃棄物山の様子と唐津沢の上流部から流入する洪水の状況

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、これまでは、洪水浸水想定区域の指定対象でなかった中小河川において、多くの浸水被害が発生しております。この度の県産廃最終処分場の候補地は広大な唐津沢にあり、地形上洪水・土砂崩れの危険性が高い、洪水浸水想定区域にあたり、巨大な廃棄物処分場の建設地として最も不適格な処です。谷に沿った巨大な滑り台のような廃棄物槽に廃棄物が山積みされる異常な状況は、昨年熱海市で発生した地すべり災害の惨事を連想させます。

諏訪町大平田地区では、高鈴山頂から真弓山近くまでの約7kmにも及ぶ稜線区間からの雨水が集まり、豪雨時には洪水災害が起こり易い地形・形状になっています。カスリーン台風時（1947年）には、大平田地区では、かなりの洪水災害が発生しており、日立セメント

の本鉱体や工場の諸施設にも甚大な被害がありました。

唐津沢に廃棄物処分場を建設し、洪水水害を増強させることは避けるべきです。現状では巧妙に、洪水に対する防災ダムの機能を果たしている唐津沢湖は、安易に埋め立てるのではなく、防災ダムとして貴重であり、温存すべきです。断崖絶壁に囲まれ、広く蒼い湖面を輝かせて誠に美しい姿を見せている唐津沢湖の自然景観を温存すべきです。

桜川地域図 新搬入予想経路



桜川流域 の新搬入道路計画は

自然破壊と200億円余の県税無駄遣い

この度の産廃搬入道路は、当初は梅林道路・県道37号を使用するとしていましたが、「諏訪地区住民の反対があったからとの理由で、令和3年2月に突然に、山側道路からの新設道路に変更すると県が決めて、日立市も賛同し」、概略設計も示されないまま、確定されてしまいました。

「候補地選定の要件では、搬入道路は長さ1km」となっていたのですが、県が自らの規則に違反して4~5kmの搬入道路新設計画に変更するに至りました。搬入道路変更発表から1年半を経過した現在でも、新設搬入道路の実態の公表がされていません。トンネル・高架・橋・洪水対策・工事費の激増などの難問が重なり、搬入道路計画が頓挫しているのではないかと推定されます。

裏山に造る産廃搬入専用道路の建設ですから、自然環境・生活環境を破壊するだけで、地区住民にとって大変迷惑なものです。桜川の流路は狭くなっており、流木や土石流の堆積による洪水災害の危険性が否めない。ここで洪水が発生すると、末広町の広大な住宅密集地帯に甚大な被害が想定されます。

”洪水浸水想定区域”の全河川指定、公表に、他県は1年以内に完了県は、日立市河川の指定を4年以上先延ばしにする？ 直ちに指定を求めます。

9月県議会で知事は「日立市内にある二級河川鮎川及び桜川につきましては、日立市内の他の二級河川と併せて、令和7年度に洪水浸水想定区域を指定することとしております。」と非常識な答弁をしました。唐津沢の「産廃処分場」の完成予定は令和7年度であり、処分場を造ってしまうという、とんでもないことです。

水防法改正で1年経過しており、すでに千葉県・福島県・長野県・大阪府・熊本県などは本年9月までに全ての大小河川に「洪水浸水想定区域」を指定、公表しています。茨城県は直ちに日立市を含め県内河川の洪水浸水区域の指定をすることを求めます。

”水防法改正”で「洪水浸水想定区域」が国内全ての大小河川に指定拡大されました 鮎川唐津沢に産廃処分場は造れません！！

昨年令和3年7月の水防法の一部改正により、「洪水浸水想定区域の指定対象の大幅な拡大」があった旨を伝える国土交通省の通達があります。それまでは、大河川の限られた河川だけが、「洪水浸水想定区域の指定対象」とされていましたが、水防法の改正により、大小ほぼ全ての河川・支川について、周辺に住宅等の防護対象のある区域において、「洪水浸水想定区域」に該当するか否かが判別されることになり、水害リスク情報の空白地帯の解消が促進されることになりました。

それに対応して、千葉県と熊本県ではそれぞれ91河川と320河川を洪水浸水想定区域の追加指定対象として、本年3月には、両県がそれぞれに指定対象とすべき全ての河川・支川について、洪水浸水想定区域図が公表されています。茨城県からはごく一部の12河川が本年2月に追加で指定・公表されただけです。鮎川や桜川に、通達に基づき区域図が作成されれば産廃処分場は造れません。

裁判 第5回口頭弁論は12月22日 午後2時~水戸地方裁判所

10月6日の口頭弁論では、裁判長より「住民の意向」についての確認がありました。被告県は、準備書面(2)を弁論無しで提出しました。

原告準備書面 本件における問題点としては二つあります。

一つは、洪水や土砂崩れによる災害発生の危険性がある候補地に、産廃処分場を設置することは、その行為が社会通念上著しく妥当性を欠き、違法となることは明らかです。

もう一つは、「住民の意向」を考慮することなく、候補地を選定し、新設道路の建設(概算費用200億円)も余儀なくされ、自然環境及び生活環境への影響等の評価が他の候補地低いのに選定されるという、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことは明らかです。

カンパのご協力をお願い申し上げます。
振込口座
常陽銀行 多賀支店 (店番 017)
普通預金 県産廃処分場反対連絡会
口座番号 1995334

2022年10月
県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会
共同代表 荒川照明 090-9845-7019
日立市台原町2-10-10
共同代表 数藤まち子 日立市諏訪町5-24-7